

平成28年5月23日

企業会計基準委員会 御中

宝 印 刷 株 式 会 社
総合ディスクロージャー&IR研究所

実務対応報告公開草案第46号

「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い（案）」に対する意見

平成28年4月22日に公表されました公開草案につきまして、当研究所において検討し、以下のとおり意見を提出いたしますので、今後の審議においてご検討いただきたく、お願い申し上げます。

敬具

記

【意見①】 2項（会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取扱う判断基準）について

会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取扱う判断基準として、本実務対応報告公開草案第2項の「平成28年4月1日以後に取得する当該資産に係る減価償却方法を定額法に変更するときは、」の部分について、変更後の減価償却方法が明らかに実態と相違する場合にまで、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取扱うべきではないと考えるが、そのような理解でよいか。その理解で問題がない場合、「変更後の減価償却方法が明らかに実態と相違する場合を除き」というような文言を追加してはどうか。

また、一部の資産について定額法に変更し、一部の資産について定率法を継続するケース、例えば、建物附属設備及び構築物の両方のすべての資産について、法人税法に規定する定率法により普通償却限度相当額を減価償却費として処理している企業において、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備の一部についてのみ定額法に変更するようなケースでは、無条件に会計基準等の改正に伴う会計方針の変更とは認められず、一部の資産について変更後の減価償却方法が明らかに実態と相違する等の理由が必要であると考え、そのような理解でよいか。その理解で問題がない場合、誤った解釈を防止する観点から、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として無条件に取り扱うことができるケースに係る規定として「当該資産」という文言を「当該すべての資産」に変更し、無条件に認められないケースについても言及してはどうか。

【意見②】 4項、16項(開示)について

平成23年税制改正に伴う減価償却方法の変更の時は、実務上、「会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更」（連結財規第14条の7、財規第8条の3の6）として開示が行われていたが、本実務対応報告公開草案第2項の減価償却方法の変更は、第4項において「第19項及び第20項の定めにかかわらず」となっているため、「会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更」ではなく、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準(企業会計基準第24号)第10項（会計基準等の改正に伴う会計方針の変更）に基づいて、「会計方針の変更」の注記を行うことにな

ると考えられます。

減価償却方法の変更は遡及適用されないため、本実務対応報告公開草案第2項の会計方針の変更は、企業会計基準第24号第6項(1)における、「会計基準等に特定の経過的な取扱いが定められている場合には、その経過的な取扱いに従う」ことになると考えられます。企業会計基準第24号第10項(3)(4)(5)ただし書きにおいて経過的な取扱いに従って会計処理を行った場合の注記事項が定められていますが、本実務対応報告公開草案第4項は、これとは別に注記事項を定めています。

このため、第4項の「企業会計基準第24号第19項及び第20項の定めにかかわらず、」という記載は、「企業会計基準第24号第19項、第20項及び第10項(3)(4)(5)ただし書きにかかわらず、」としたほうがよいのではないかと考えられます。

また、第4項(2)「会計方針の変更による当期への影響額」については、年度末又は中間末の財務諸表において1株当たり情報に与える影響も記載することになるのかを明確にしていけないかと考えられます。

以上